

令和3年度調布市道路網計画における計画検討路線等検討委託
事業者候補選定プロポーザル
実施要領

1 業務概要

(1) 件名

令和3年度調布市道路網計画における計画検討路線等検討委託

(2) 業務目的

調布市道路網計画で位置付けた「計画検討路線」等について、各路線の地域特性等を整理するとともに、計画内容及び今後の進め方を検討することを目的とする。

(3) 業務内容（令和3年度）

過年度の取組状況を踏まえつつ、以下の業務を実施する。

ア 次の項目についての調査及び整理

- (ア) 上位計画の位置付け
- (イ) 地域特性
- (ウ) 交通利用環境
- (エ) 沿道の土地利用状況
- (オ) 地域住民組織等

イ 現状把握及び課題整理

ア(ア)～(オ)で調査した内容を踏まえ、課題を整理する。

ウ 各路線の計画内容及び今後の進め方の検討

- (ア) 市民参加の方策の企画、実施支援
- (イ) 実施計画の作成
- (ウ) 計画内容の検討（線形の検討含）

エ 関係機関協議に関する支援

※上記の継続業務として、以下を予定（参考）

- ・令和4～7年度 市民参加実施に向けた準備及び市民参加の実施
前年度までの検討を踏まえ、各路線の方向性等を決定
都市計画変更に係る法定図書及び説明会等の企画、作成、実施支援

(4) 参考資料

- ア 調布市におけるこれからのみちづくり－調布市道路網計画－
- イ 調布市におけるこれからのみちづくり－調布市道路網計画－
参考資料〈技術検討レポート〉
- ウ 調布市におけるこれからのみちづくり－調布市道路網計画－
参考資料〈市民参加レポート〉
- エ 東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）

(5) (4)のインターネット掲載箇所

- ア～ウ <https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1459224131290/index.html>
- エ https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/tokyo/iken_kohyo.html

(6) 計画検討路線として選定された特別な事由とこれまでの検討経過の概要

調布市道路網計画で位置付けたこれまでの検討経過の概要については以下のとおりである。

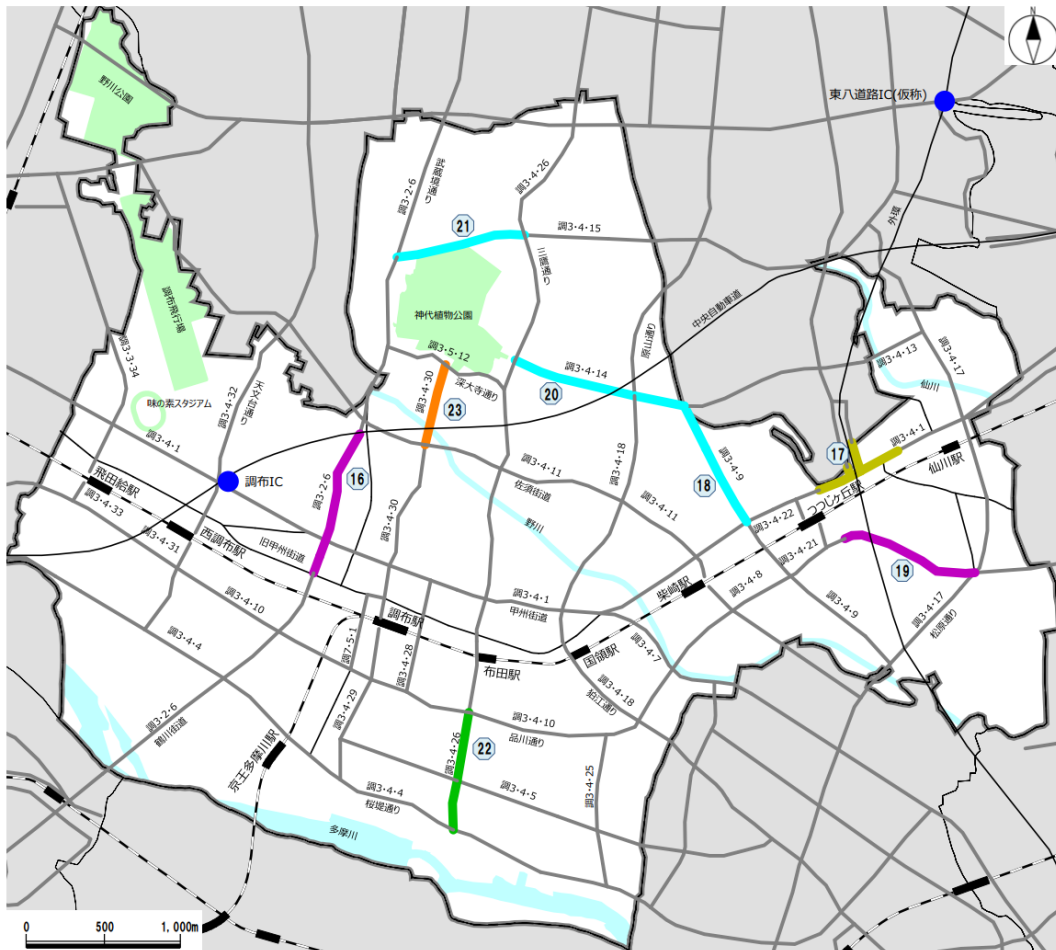


図 計画検討路線

ア 既存道路を活用し、都市計画道路の機能を代替できる可能性のある路線（——）

【選定理由】


並行する生活道路（神代植物公園通り）は、市の東部地域と北部地域を結ぶ主要な生活道路である。また、つつじヶ丘駅から深大寺方面へのバス路線となっているが、ほとんどの区間で歩道が整備されておらず、歩行者の安全性が確保されていない状況にある。

このようなことから、神代植物公園通りの安全性などの機能を向上させることで、都市計画道路の持つ機能を代替できる可能性を検討する。

- (ア) 調布都市計画道路 3・4・9号入間蛇久保線（調布3・4・1号線～調布3・4・14号線）
- (イ) 調布都市計画道路 3・4・14号緑ヶ丘深大寺線（調布3・4・9号線～調布3・4・26号線）
- (ウ) 調布都市計画道路 3・4・15号新川神代緑地線（調布3・4・26号線～調布3・2・6号線）

表 これまでの検討経過の概要

平成 28 年 3 月	調布市道路網計画で、計画検討路線に位置付ける
平成 28～30 年度	地元の各協議会 意見交換等
令和元 9 月	地域の交通課と将来計画の考え方 (沿線住民アンケート, みちの井戸端会議 (オープンハウス形式))
令和 2 年 8 月	「見直し方針 (案)」の公表 (みちの井戸端会議 (オープンハウス形式))

イ 現地の状況により、検討が必要な路線（）

【選定理由】

多摩地域と区部を結ぶ広域的な幹線道路であり、東京都の防災都市づくり推進計画（平成28年3月改定）において、一般延焼遮断帯に位置付けがあるなど、円滑な道路交通機能の確保のみならず、多摩地域と区部のネットワークの形成や広域的な防災機能の向上の観点からも、重要な路線である。一方、当該区間には、国分寺崖線が位置し、東つつじヶ丘2丁目付近と調布3・4・17号線付近では地形に高低差が生じるとともに、計画線の一部が国分寺崖線緑地保全地域（東京都指定）と重複するなど、道路と緑の共存や国分寺崖線の保全に配慮した検討が必要である。

- (ア) 調布都市計画道路3・4・10号東京競馬場線（調布3・4・17号線～東つつじヶ丘2丁目）

表 これまでの検討経過の概要

平成28年3月	調布市道路網計画で、計画検討路線に位置付ける
---------	------------------------

ウ 計画線上に国指定史跡があり、かつ史跡の復元等にあたり検討が必要な路線（）


【選定理由】

調布3・4・26号線は、計画線の一部が国の指定史跡である「下布田遺跡」と重複している。下布田遺跡は、縄文時代（早期前半・前期後半・中期・後期前半・晩期）と古墳・奈良・平安時代から中近世にわたる複合遺跡で、多摩川中流域左岸に発達した立川段丘（武蔵野台地の一部）から多摩川沖積低地にかけて立地している。将来的な史跡の保護計画について、平成24年度から保存管理計画策定委員会を設置し、史跡の保存管理の方針や方法、整備活用の基本方針について、検討しているところであり、史跡に配慮した検討が必要である。また、当該区間の南側には、東京都の多摩川中流部架橋計画において、(仮称)第二多摩水道橋が構想橋りょうとして位置付けられている。この(仮称)第二多摩水道橋は、多摩川中流部の平均橋りょう間隔が約2kmに対して、隣接する橋りょうとの距離が4.8kmと長いことから、(仮称)第二多摩水道橋の具体的な計画化と早期の事業化を東京都に要望している。このため、調布3・4・26号線については、構想橋りょうである(仮称)第二多摩水道橋も視野に入れた検討が必要である。

- (ア) 調布都市計画道路3・4・26号多摩川三鷹線（調布3・4・4号線～調布3・4・10号線）

表 これまでの検討経過の概要

平成28年3月	調布市道路網計画で、計画検討路線に位置付ける
---------	------------------------

エ 第三次事業化計画において要検討路線に位置付けられており、引き続き検討が必要な路線（）

【選定理由】

調布3・4・30号線は、「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」（平成18年4月）において、今後検討が必要と思われる「要検討路線」に位置付け、平成18年に「深大寺地区まちづくり検討会」を設置し、当該路線も含めたまちづくりの検討を進めてきた。これまでの検討を踏まえ、調布駅周辺や深大寺周辺等へのアクセス機能や防災機能等を確保するとともに、都市計画マスタープランの「緑の軸」を形成する当該

路線は必要として基本方針を整理した。引き続き、地区周辺のまちづくりを進めるとともに、崖線上下の地区の接続など地形的条件を考慮しながら、当該路線の道路構造や整備手法について具体的な検討を進める。

(ア) 調布3・4・30号調布駅深大寺線(調布3・4・11号線～調布3・5・12号線)

表 これまでの検討経過の概要

平成28年3月	調布市道路網計画で、計画検討路線に位置付ける
---------	------------------------

2 期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

※ 本件は、複数年度の継続業務であるが、契約は単年度ごとに締結する予定である。

ただし、契約後の業務履行状況に応じたものであり、本プロポーザルはそれを約するものではない。

3 予算(見積限度額)

14,553,000円(税込)

【款】40 土木費 【項】15 都市計画費 【目】10 街路事業費

【大】05 都市計画道路整備費 【中】05 都市計画道路整備費

【小】15 整備委託料 【節】12 委託料

※令和4年度～令和7年度についても、継続事業として予算を要望予定

4 実施形式

公募型プロポーザル方式により事業者候補を選定する。

5 参加資格

申込時において、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 都市計画・交通関係調査業務の営業種目において、調布市での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 調布市指名停止等措置要綱(平成18年調布市要綱第220号)による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年号外政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱(平成25年調布市要綱第8号)に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 申込において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 都市計画の検討調査として、過去5年間に国、都道府県、市区のいずれかの業務受託実績を1件以上有すること。
- (7) 相互に資本関係又は人的関係にある者が本件プロポーザルに参加していないこと。

6 募集内容

(1) 募集方法

市ホームページにより募集について公示する。

(2) 申込方法

ア 参加申込

当該プロポーザルへ参加する事業者(以下、「事業者」という。)は、「5 参加資格」に

掲げる条件を全て満たしていることを確認のうえ、期限までに提出書類を必要部数用意し、都市整備部街づくり事業課（市役所7階）へ持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。

書 類	部 数	備 考
ア 申込書（様式1）	正本1部	
イ 業務実績調書（様式2） 過去5年間における「5 参加資格(6)」における受託実績を記載	正本1部 副本5部	副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。
ウ 実施体制調書（様式3） 本業務における実施体制、担当技術者等の過去5年間における業務実績を記載	正本1部 副本5部	副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。
エ 会社概要（様式自由・パンフレット可） 以下の内容は必ず記載されたものであること。 (ア) 会社名 (イ) 代表者名 (ウ) 資本金 (エ) 事業内容 (オ) 本業務を担当する支店又は営業所等の名称及び所在地	正本1部	

(3) 参加申込書類に関する質問

事業者は、指定する期間内において、書面（様式5）を使用して、必要書類の作成等についてメールで説明を求めることができる。市はメールにより、全ての事業者に同一の内容で回答する。

(4) 参加資格の審査及び審査結果の通知

別途定める審査要項に基づき、全事業者の参加資格を審査し、当該審査の完了後、審査結果を通知する。なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、指定する期間内において、その理由について書面により説明を求めることができる。

(5) 企画提案書の提出

参加資格審査の結果、参加資格を満たすと判断された事業者は、期限までに、次の書類を必要部数用意し、都市整備部街づくり事業課へ持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。

書 類	部 数	備 考
ア 企画提案書概要 （様式自由・A4縦2ページ左綴じ）	正本1部	(7) 企画提案書作成上の留意点を参照のうえ、作成すること。 副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。
イ 企画提案書 （提案書表紙：様式4，企画書：様式自由・A4縦10ページ以内左綴じ）	正本1部 副本5部	
ウ 業務スケジュール（様式自由）	正本1部 副本5部	会議等の具体的な実施予定を記載すること。 副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。

エ 経費見積書（様式自由・A4片綴じ）	正本1部 副本5部	見積書は令和3年度分と全体額（5か年業務分）を記載し、内訳書も添付すること。また、令和3年度の金額は見積限度額を超えないこと。 副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。
---------------------	--------------	--

(6) 企画提案書等に関する質問

事業者は、指定する期間内において、書面（様式5）を使用して、必要書類の作成等についてメールで説明を求めることができる。市はメールにより、全ての事業者に同一の内容で回答する。

(7) 企画提案書作成上の留意点

- ア 要点を押さえてわかりやすく的確に記載すること。
- イ 様式自由とするが、基本方針の「1 業務概要 (3) 業務内容」を達成するために必要な業務推進方法等について記載すること。
- ウ 令和3年度から令和7年度における5か年業務について記載すること。

(8) プレゼンテーション要約資料の事前提出

プレゼンテーション審査に参加する事業者は、期限までに、次の書類を必要部数用意し、都市整備部街づくり事業課へ持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。
審査当日にパワーポイントを使用する場合は、事前に、都市整備部街づくり事業課に電話で連絡すること。

書 類	部 数	備 考
ア プレゼンテーション要約資料（スライド等）	正本1部 副本5部	副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。 様式及び枚数の指定なし

7 審査方法

(1) 審査委員会の設置

「令和3年度調布市道路網計画」における計画検討路線等検討委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、実施要領の確認、企画提案書等の審査及びプレゼンテーション審査を行う。

(2) 委員構成

- ア 都市整備部街づくり事業課長
- イ 都市整備部都市計画課長
- ウ 都市整備部道路管理課長
- エ 都市整備部交通対策課長
- オ 都市整備部建築指導課長

(3) 進め方

委員会は、事業者の企画提案書等及びプレゼンテーションを受け、企画提案内容を総合的に評価する。

ア 企画提案書等の審査

- (ア) 参加資格を満たすと判断された事業者が1者のみの場合及び4者以上であった場合、企画提案書等による書類審査を行う。参加資格を満たすと判断された事業者が2者また

は3者であった場合、審査委員会は開催しないものとする。

- (イ) 参加資格を満たすと判断された事業者が4者以上であった場合は、委員の評価得点により順位を付ける。同点の場合は各委員の総合的な評価により順位を定め、同順位はないものとする。順位の上位者から順に、3事業者がプレゼンテーション審査に進めるものとする。

イ プレゼンテーション審査

- (ア) 企画提案書等の審査を通過した事業者に対して、プレゼンテーション審査を実施する。
- (イ) プレゼンテーションは本業務実施時の担当技術者が行うものとする。
- (ウ) 委員の評価得点により順位を付ける。同点の場合は各委員の総合的な評価により順位を定め、同順位はないものとする。順位の上位者から順に、選定候補者となることができ。
- (エ) 契約前に選定候補者が失格・辞退等の理由で選定不可能となった場合、次の順位の者が選定候補者となる。

<応募数別の審査委員会開催方法>

応募数	1. 企画提案書審査	2. プレゼンテーション審査
1者または4者以上	○	○※注
2者または3者	—	○

※注 1. 企画提案書審査を通過した事業者に限り実施。

ウ 審査基準

以下の視点を踏まえ、審査を行うものとする。

- (ア) 事業者及び担当技術者の類似業務の実績
- (イ) 調布市の特性を踏まえた業務の理解度及び分析力
- (ウ) 業務遂行能力（実現性及び独創性）
- (エ) 知識・専門性及び情報処理能力
- (オ) 業務配分、実施工程及び経費の適切性
- (カ) プレゼンテーション能力（プレゼンテーション審査のみ）

エ 選定

- (ア) 各委員は、評価の高い者から事業者の順位を定めるものとする。
- (イ) (ア)により、複数の事業者において評価得点が同点の時は、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとする。
- (ウ) (ア)及び(イ)により、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を、当該委託業務を受託する者の候補者（以下、「候補者」とする。）として選定する。なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。
- (エ) 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下についても順位を定めるものとする。
- (オ) 最低基準
別途定める最低基準に至らない評価の事業者は候補者として選定しないこととする。

(カ) 候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

オ 選定結果の報告

委員会は選定結果を市長に報告する。

カ 候補者の決定

市長は、前項目の報告に基づき、候補者を決定する。

キ 選定結果の通知

(ア) 結果通知

当該審査を行った全事業者に対し、書面にて通知するものとする。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

(イ) 結果に関する問合せ

審査により選定されなかった業者は審査結果について、指定する期間内において、その理由を書面にて説明を求めることができるものとする。

8 日程

令和3年3月30日（火） 第1回審査委員会開催

4月 7日（水） 公告（ホームページに掲載）

13日（火） 参加申込書類に関する質問受付締切（正午）

14日（水） 参加申込書類に関する質問回答

20日（火） 参加申込締切（正午）

21日（水） 参加資格審査の結果を通知

23日（金） 参加資格審査結果の説明請求の締切（正午）

26日（月） 企画提案書等に関する質問受付締切（正午）

27日（火） 企画提案書等に関する質問回答

5月 11日（火） 企画提案書等提出締切（正午）

14日（金） 第2回審査委員会開催

（企画提案書等の審査）

14日（金） 企画提案書等審査結果を通知

（※1者または4者以上応募の場合）

18日（火） 企画提案書等審査結果の説明請求の締切（正午）

21日（金） プレゼンテーション要約資料提出締切（正午）

24日（月） 第3回審査委員会開催（プレゼンテーション審査）

24日（月） プレゼンテーション審査結果を通知

27日（木） プレゼンテーション審査結果の説明請求締切（正午）

※各実施日については事務局の都合等により変更の可能性あり。

9 参加の辞退

本件の申込後、参加を辞退する場合は、速やかに都市整備部街づくり事業課に電話連絡のうえ、社名（社印の押印）、代表者名（代表印の押印）、担当者名を明記した参加辞退届を、持参又は郵送すること。参加辞退届は調布市長宛とすること。

10 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容、方法など

本プロポーザルの募集内容及び選定結果は、市ホームページで公表する。

ただし、候補順位が2位以下の事業者名及び審査委員ごとの評価点は公表しない。

1.1 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 1事業者からの提案は、1提案とする。

イ 提出書類等に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、市が認めた場合は、この限りでない。

ウ 参加申込書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、市の了承を得なければならない。

エ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

オ 提出書類等は、選定を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

(2) 必要経費

応募に際して要した費用は、事業者の負担とする。

(3) 失格要件

次に掲げるいずれかに該当する場合は、本件の参加を無効とする。

ア 「5 参加資格」に記載した条件を満たしていない、又は、候補者の選定までに当該要件を満たさなくなった場合。

イ 必要書類が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合は、この限りではない。

ウ 提出書類に不備がある場合（必要事項が未記入、押印がない場合を含む）

エ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合

オ 提出した書類等に虚偽の記載があった場合。

カ 見積書が見積限度額を超える場合。

キ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合。

ク 談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合。

ケ 調布市暴力団排除条例（平成24年条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者である場合。

コ 民事再生法等に基づき再生手続き等を行っている場合。

サ 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合。

(4) 契約

ア 本プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

イ 候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。

ウ 当該業務を実施するうえで、仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができる。

- エ 候補者の決定以後に「5 参加資格」に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。
- オ 本業務は、単年度契約を4回更新することを予定しているが、次年度以降については、履行状況、予算状況等を勘案して更新しない場合がある。
- (5) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
やむを得ず外国語を記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付すること。
- (6) この基本方針に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
- (7) この審査に関する事務は、都市整備部街づくり事業課がとりまとめる。
- (8) 令和4年度から令和7年度までの業務は、調布市議会において、予算等の必要な事項が承認されることを前提とする。予算確保ができなかった場合は実施しない。

1 2 問合せ先

調布市 都市整備部 街づくり事業課 事業計画係 担当：伴蔵， 薮田
〒185-8511 調布市小島町2-35-1 7階
電話：042-481-7587 FAX：042-481-6800
Email：tokeido@w2.city.chofu.tokyo.jp

附 則

この要領は、令和3年4月7日から施行し、本業務に係る契約の締結をもって廃止する。